



神奈川県

KANAGAWA

<https://www.pref.kanagawa.jp/>

## 令和7年度第1回精神保健福祉審議会 資料1

# 協議：横須賀・三浦地域における 病院の事業承継に伴う病床の取扱いについて (県説明資料)

# 目次

本資料では、湘南病院の開設者からの事業終了の申出を受け、  
本県の病床の取扱いに係る今後の対応について説明させていただきます。

## 〔目次〕

- 1 本事案のこれまでの経緯
- 2 県要綱における病床の取扱い
- 3 協議プロセス
- 4 今後の協議スケジュール（予定）
- 5 ご意見を伺いたい事項

# 1 本事案のこれまでの経緯

日時	経緯
令和7年3月	<ul style="list-style-type: none"><li>湘南病院から県に対して事業承継に向けた相談</li></ul>
令和7年5月	<ul style="list-style-type: none"><li>湘南病院・横須賀共済病院・湘南鎌倉総合病院から県に対して事業承継に向けた相談</li><li>湘南病院から横須賀市へ事業承継に係る経緯等説明</li></ul>
令和7年7月	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度第1回神奈川県保健医療計画推進会議にて、湘南病院の病床の取扱いに関し、今後の調整の進め方について承認を得た</li></ul>
令和7年8月	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度第1回三浦半島地区保健医療福祉推進会議にて、湘南病院の病床の取扱いに関して協議。</li></ul>

## 2 県要綱における病床の取扱い

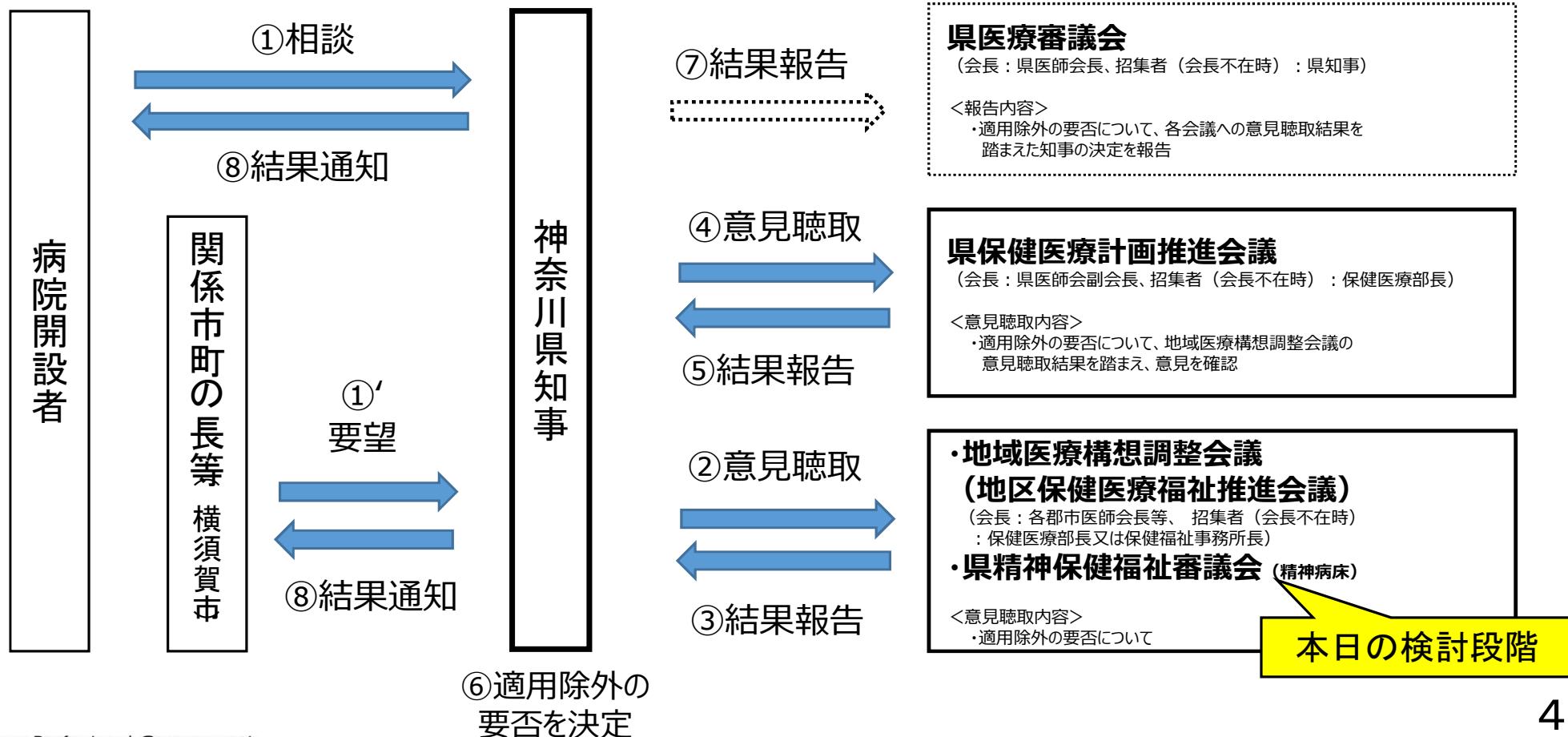
- 本県では、「病院等の開設等に関する指導要綱」において、病床の取扱いについて次のとおり整理している。

病院等の開設等に関する指導要綱上の整理	
原則	<ul style="list-style-type: none"><li>・病院が廃止された場合、病床は返上する。</li><li>・当該地域の既存病床数が基準病床数を上回る場合、病床整備（配分）は不可</li></ul>
適用除外	<p>・開設者の変更のうち、病院等の開設者の医療法人化、親族への継承によらない場合であって、その<u>開設する病院が廃止</u>することによって、<u>救急医療体制が維持できない等地域医療に重大な影響が生じる懸念</u>があるとして、<u>地域の関係団体</u>（自治体若しくは医師会又は病院協会等）<u>から医療機能の継続が要望された場合</u>について、<u>知事は、その医療機能の継続の必要性について、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議（精神病床を有する場合は神奈川県精神保健福祉審議会）の意見を確認</u>し、その結果を踏まえて<u>事前協議を要しないものとするか否かを決定</u>する。</p>

- なお、適用除外の要否は、病院が廃止となつた場合の地域医療への影響等について地域医療構想調整会議及び保健医療計画推進会議に意見を聴いた上で、知事が決定している。

### 3 協議プロセス

- 本件については、以下のプロセスで協議を行う。



## 4 今後の協議スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年8月20日	令和7年度第1回三浦半島地区保健医療福祉推進会議（地域医療構想調整会議）において意見聴取〔協議の流れ：②〕
令和7年9月17日 (本日)	<b>神奈川県精神保健福祉審議会</b> において意見聴取 〔協議の流れ：②〕
令和7年10月～	上記会議体での意見聴取結果を取りまとめ、保健医療計画推進会議において意見聴取 〔協議の流れ：④〕
令和7年10月～	神奈川県保健医療計画推進会議における意見聴取結果を踏まえて、事前協議の要否を知事が決定 〔協議の流れ：⑥〕
令和7年10月～	県医療審議会へ結果を報告 〔協議の流れ：⑦〕
令和7年10月～	結果について、保健所設置市（横須賀市）の長、病院開設者へ通知 〔協議の流れ：⑧〕

## 5 意見を伺いたい事項

- 適用除外の要否は、病院が廃止になった場合の地域医療への影響等について**神奈川県精神保健福祉審議会**、地域医療構想調整会議及び保健医療計画推進会議に意見を聴いた上で、知事が決定している。
- そこで、本事案について、適用除外とすることの要否を知事が決定するに当たり、当該病院が廃止になった場合の地域医療への影響について、委員の意見を伺いたい。

# 【参考】過去の事案における意見聴取結果 1/2

年月	医療機関名	主な意見(医療機関が廃止になった場合の影響について)
平成27年10月	浦賀病院	<p>1. <u>在宅療養連携体制の中心的な役割、横須賀市を含む広域救急医療体制の一翼を担う。</u></p> <p>2. 長きにわたり当該地域で医療提供 → 廃止された場合は、周辺住民に遠方への通院を強いることになるほか、<u>一部市域に病院の空白地域が生じることとなる。</u></p>
平成28年10月	横浜通信病院	<p>1. 廃院→病床の再配分の場合 <u>全く別の地域に開設する病院への配分となる可能性</u>があり、横浜通信病院が神奈川区の一般病床の約15%を占めていることを考えると、廃院は地域住民へ大きな影響がある。</p>
平成28年12月	川崎田園都市病院	<p>1. 閉院となった場合 精神病床111床は再配分がなされず、療養病床194床 → 病床の再配分 <u>別の場所や機能の病床となる可能性</u>があり、<u>地域住民へ大きな影響</u>がある。</p> <p>2. 市内の療養病床の利用率が90%を超えている <u>現在入院中の患者を地域医療機関で受け入れることは困難</u> <u>患者やその家族が多大な不利益が想定</u></p>

## 【参考】過去の事案における意見聴取結果 2/2

年月	医療機関名	主な意見(医療機関が廃止になった場合の影響について)
同上	横浜田園 都市病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>閉院となった場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 周辺の療養病床の病床稼働率が90%を超えるような状況</li> <li>→ <b>横浜田園都市病院の患者を地域医療機関で受け入れることは困難</b></li> <li>→ 患者が転院できず、患者やその家族が多大な不利益を被ることが想定される。</li> </ul> </li> <li>長期療養が必要な患者の受け入れができなくなり、急性期病院からの転院が難しくなる           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ <b>急性期病院内に急性期での対応が不要な患者が増加</b></li> <li>→ 本来急性期病院が担うべき救急入院への対応が難しくなる</li> </ul> </li> </ol>
令和4年	東海大学 大磯病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>閉院となった場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 他の病院への負担が増加し、<b>地域の救急医療体制への影響が避けられない</b> (救急搬送における大磯町、二宮町の当該病院の構成比：大磯町 23%、二宮町 34%)</li> </ul> </li> <li>災害時医療提供体制への影響が発生           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 災害時備蓄医療品の保管や、応急救護所から搬送された傷病者に対する医療処置 <b>など災害時の医療体制について、大きな支障をきたす</b></li> </ul> </li> <li>住民への影響の発生           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ <b>医療機関の空白地域が生まれ</b>、隣接市の病院までに通院をしなければならなくなり、医療を受ける住民に対し大変な支障が生じる。</li> </ul> </li> </ol>
令和5年	東芝林間病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>閉院となった場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ <b>相模原医療圏は病床不足地域</b>のため、当該病院が廃止となった場合、<b>病床不足が拡大</b>する</li> </ul> </li> <li>救急医療体制への影響           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ <b>休日夜間の救急の受入れに影響が発生する</b></li> <li>→ <b>南区内において循環器系の受入れ病院が2病院しかなく</b>、当該病院が廃止となった場合に地域に与える影響が大きい</li> </ul> </li> </ol>

**説明は以上です。**